

三木市記者発表資料 (令和3年8月19日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 山本隆之 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子 ワクチン接種対策室長 岩瀬文彦	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル
緊急事態宣言発令に伴う市内公共施設の利用について
内容
<p>8月17日に政府が兵庫県に対し緊急事態宣言の発出を決定しました。これを受け、三木市では8月18日午後5時から第67回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市の対策について協議を行い、以下の通り決定しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 期 間 令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで (今後の感染者の状況により変更する場合があります。)</p> <p>2 市の対策について</p> <p>(1) 公共施設・社会教育施設等(各施設の対応状況は別表のとおり。)</p> <p>ア 屋内施設は、原則として閉鎖する。</p> <p>イ 屋外施設は、感染防止対策を実施した上で開場する。ただし、利用時間は午後8時までとする。</p> <p>(2) 市職員の勤務体制</p> <p>テレワークや時差出勤等の継続による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。ただし、令和3年4月採用の新任職員は、対象外とする。(継続)</p>
セールスポイント
<p>8月17日、兵庫県に緊急事態宣言が発令されたことにより、原則として市内屋内施設の閉館措置を行います。(市独自の対処方針)</p> <p>屋外施設は、県の対処方針に基づき、午後8時までの時間制限を設けた上で開場します。</p> <p>加東健康福祉事務所管内でも感染者が急増している中、県の対処方針以上の感染拡大対策を講じることにより、新規感染者数の減少を図ります。</p>